

# 認知症本人大使「やまぐち希望大使」設置要綱

## (趣旨)

第1条 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議）及び「やまぐち未来維新プラン（令和4年12月）」等に基づき、「認知症の人やその家族が希望をもって暮らせるよう、認知症に関する社会の理解を深め、本人や家族の視点を重視した地域づくりを推進する」ため、「やまぐち希望大使」（以下「希望大使」という。）を設置し、認知症の人本人からの発信を通して、広く県民の理解促進を図り、認知症があってもなくても同じ社会の一員としてともに暮らせる地域づくりを推進する。

## (委嘱及び任期)

第2条 知事は、ともに地域づくりに参画する意欲等があり、適任と認める認知症の人を希望大使に委嘱する。

2 希望大使の任期は、委嘱日から令和8年3月31日までとする。

## (要件)

第3条 希望大使は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県内在住の認知症と診断された者であること。
- (2) 自身の思いや姿を発信すること等を通じて、ともに地域づくりに参画していく意欲があり、県と協力できること。
- (3) 原則として、氏名・年代・所在市町名・疾患名・経過・略歴・顔写真を公表できること。

## (役割及び活動)

第4条 委嘱を受けた希望大使は、本人の希望や体調により無理のない範囲で、次の活動を行う。

- (1) 県及び市町が行う普及啓発活動への協力  
メッセージ動画への協力、広報誌等への寄稿、イベント等への参加・協力、普及啓発教材への助言などを行う。
- (2) 認知症サポーター養成への協力  
県が行うキャラバン・メイト養成研修への協力や市町等が行う認知症サポーターの養成や育成への協力を行う。
- (3) その他県及び市町等が行う地域づくりに関する取組への協力  
ピアサポート活動による認知症カフェや認知症疾患医療センター（診断後支援）への協力や各市町における本人ミーティングの立上げ・活性化への協力等を行う。

## (事務)

第5条 希望大使に関して必要な事務は、山口県健康福祉部長寿社会課で行う。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、希望大使に関して必要な事項については別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。